

令和3年4月26日

保育施設を利用されている保護者の皆様

小平市子ども家庭部保育課長

森田 恒明

緊急事態宣言の発令を受けた保育施設の対応について

日頃より、市の子育て支援施策にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国から緊急事態宣言の発令がされましたが、厚生労働省からは、「感染防止策を徹底しつつ原則開所すること」、東京都からも、「保育の提供の縮小は求めず、感染防止策の徹底をしつつ、原則開所すること」という内容を踏まえ、市内の保育施設においては感染予防・拡大防止の対策を徹底しつつ、原則通常どおりの運営を行ってまいります。

つきましては、現段階で利用自粛要請といった措置は実施いたしません。保護者の皆様におかれましては、感染対策について下記のとおり引き続きご理解、ご協力下さいますようお願いいたします。

記

- 1 感染症の拡大防止の観点から、家庭で保育が可能な場合のご自宅での保育や、お仕事が早く終わった時の早めのお迎えなどについて、ご協力をお願いします。
- 2 登園に際してのお願い
  - (1) 子どもや送迎する方の体温計測  
37.5度以上の発熱や咳などの症状（発熱等）が認められる場合は、登園をお控えください。  
また、子どもが発熱していた場合は、解熱後24時間経過してからの登園をお願いします。
  - (2) 送迎する方の咳エチケットや手洗いの実施など、体調に十分配慮するようお願いいたします。
- 3 保育施設への連絡  
子ども又は同居するご家族等が濃厚接触者として特定された場合、PCR検査を受けることとなった場合、PCR検査結果が判明した場合は、保育施設へ速やかにご連絡をお願いします。  
検査の結果陰性が確認されるまで（保健所から健康観察期間の指定があった場合はその期間満了まで）、登園を控えることをお願いします。
- 4 保育施設においては、感染症対策を十分に行いながら保育を行っておりますが、家庭内感染が増えている状況ですので、保護者の皆様におかれましても、日々の生活において充分ご配慮いただき、感染予防にご協力をお願いいたします。
- 5 その他  
今後の感染拡大状況等によっては、対応が変更となる場合もございます。上記の他、関連する情報や最新の情報につきまして、小平市のホームページ等でお知らせいたしますので、併せてご確認願います。

担当：小平市子ども家庭部 保育課 庶務担当  
電話：042-346-9594